

南大隅町公告第 20 号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項により、下記のとおり公告・縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 11 日

南大隅町長 石畑 博



1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成した地区

- (1) 川北地区
- (2) 川南地区
- (3) 滑川地区
- (4) 宮田地区
- (5) 登尾地区
- (6) 城内地区
- (7) 佐多地区
- (8) 大泊地区
- (9) 郡・竹之浦地区
- (10) 大中尾地区
- (11) 辺塚地区

2 縦覧期間

自 令和 7 年 3 月 11 日（火）

至 令和 7 年 3 月 24 日（月）

3 縦覧場所

南大隅町役場 経済課

4 意見の申し立て

各計画の案に対する意見については、別添の地域農業経営基盤強化促進計画の案についての意見書を記載の上、南大隅町役場経済課に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。